神奈川県議会　令和４年本会議　第２回定例会　環境農政常任委員会

令和４年７月 12 日

佐々木(正)委員

公明党です。よろしくお願いします。最初に、報告資料の 11 ページからのかながわ農業活性化指針の見直しについて質問させていただきます。この内容について、気象災害の話とかデジタルだとか家畜伝染病の話ですが、まずこの 11 ページを見ると、見直しの基本的な考えというところを含めて、持続的な安定を図るということで、本県の都市農業の発展のために核となる経営体による将来を見据えた農業の発展を図るとか、それから主な取組としては、意欲ある農業経営体の経営力強化や優良な農地の集積とか新規就農者等の多様な担い手を確保すると書いてありますが、基本的に一番大事な理念みたいなところって、どう捉えていますか。今回改定の見直しによって、どういうところを基本にして、どういうことを大事にしていきたいと思っているか、それについて最初にお聞きします。

農政課長

指針に係る一番基本となる部分ですが、神奈川県の農業は都市農業ということで、数百万人の県民が生活する大都市の中で営まれている農業だというふうに認識をしています。こうした県民に新鮮で安全・安心な農畜産物を供給していくためには、まずは生産現場である農業が活性化することが大切であり、また、それによって生産されるものが県内で地産地消によって生産・消費される、ここが一番基本になるというふうに認識しております。

佐々木(正)委員

具体的にはそういうことになっていくんだけれども、私はこの委員会に入ることでこれまで農業を営んでいる方々にいろいろなお話をさせていただいたんですね。基本的に農業っていうのは定年がないんだけれども、いつか必ず継承していかなければいけない、あとやめるかもしれない。そういう中で、まだ若い方は大丈夫だと思っている方もいたし、そう言っても経営がうまくいくか分からないと思っている人もいるんだけれども、理由は様々。これは、事業経営していく中にも、個人の農家に移すのか、あるいは集落営農にしていくのか、いろいろなことがあると思うんですね。その中で、まず 29 年の指針を見ましたが、この活性化指針で大事なことは、私は農業の記録だと思うんだよ。どう記録を取っていくか。継承していくのにも、先代からの様々な地位とか精神だとか、あとは身分とか仕事とか、仕事のやり方とか、あと土地のやり方、先代からの受け継いだ特別な栽培方法とか、いろいろな土地に対するマインドみたいなものが必ずあるんですよ。それなしにデジタルだとかスマート農業だと言ってもなかなか入っていかないんですよ。今度、指針を見直すには、魂を入れたような、そういう最初の理念みたいなものをばしっと書いてもらって、それからこういうふうに県はやっていきたいんだという熱い思いを各農家にお伝えしていただきながら、記録をしっかりやっていかないと、本当に先代から昔から苦労して都市農業だけやってきて、臭いって言われたりいろんなこと言われて、場所を移動しちゃったりとか神奈川県内ってすごい苦労してきた人が多いと思

うんですよね。そういうところを分かっていただいて、指針に理念をぶち込んで、その上でスマート農業とか技術だとか、その省力だとか、それから軽減していくための様々な軽労化というか、そういうものをやっていくというのが大事なんで、まず先代からの様々なマインド的なところも掌握して、記録をしっかり残していくということも入れていったらどうかと思うんだけれども、いかがでしょうか。

農政課長

委員の御発言のとおり、農家経営ということで、代々継承してきたというまず精神、それから技術、それから農業のよさ、こういったものがあるというふうに認識をしております。こうしたものが、委員御発言の記録というようなことで次に伝わるべきツールとしてしっかり取り組んでいくということは必要だというふうに認識をしております。

佐々木(正)委員

ということは、まず、その記録をどうしていくか。個々の農家でいろいろな農業ありますよね。先代とか先々代とか、始めた頃の人たちとかのそういう魂を、マインドを残していくということをやってほしいんですよ。そういうものを記録で残しておいて継承していかないと、技術だとかそういうものばっかり言っちゃうと、やっぱりそこは分かっているよというふうになっていって初めて継承していけるんじゃないかと思うんだよね。これについてどうやっていくか、それをデジタルでやっていくのか、そういうことをちょっと検討していただきたいと思うんですが、よろしいでしょうかね。

じゃ、本題といいますか、その魂が入ったところで質問します。まず、気象災害の激甚化に対するこれまでの取組ってどんな感じでしたか。

農政課長

近年、台風や大雪など、本県における気象災害は激甚化しており、農作物や農地、農業用施設等に大きな被害を及ぼしています。

昨年７月の大雨では、県西地域を中心にミカン畑などで斜面の崩落や農道、水路などの土地改良施設が破損するなどの被害がありました。県ではこうした気象災害の対応を示した農業気象災害の技術対策マニュアルを県のホームページで周知し、農作物など被害が発生した場合は、ＪＡなどの関係機関と連携して県農業技術センターの普及指導員が畑の緊急的な排水対策や病害の発生予防対策などの指導を行っています。また、農業用施設などに被害が発生した場合には、市町村等と協力して被災状況を把握し、国の災害復旧事業を活用して復旧に取り組むとともに、ＪＡや日本政策金融公庫と連携をしまして融資制度の活用について情報提供をしています。

今後、気象災害に備えて農業用施設の強靭化や農業者が被害を事前に想定し、被災後の早期復旧、事業再開に向けてのあらかじめ手法を決めておく農業版のＢＣＰの作成や、収入保険制度など、セーフティネットへの加入などを促進してまいります。

佐々木(正)委員

この技術対策マニュアルは、私もホームページを見させてもらって、これを見れば霜害対策も強風対策も作物ごとに載っていたりしていいんだけれども、

畜産とか酪農とか、それから養鶏とか、そういうところが何か薄いような気がします。どっちかというと、野菜や果物とかお茶とか麦とか、そういうようなことは具体的に書いてあるけれども、畜産関係のマニュアルというのはないというか、そこに含まれているのか、施設のことは若干書いてあるけれども、そっちのほうもいろいろありますよね。肉用の牛とか、それから乳用牛とか、いろいろな酪農関係のうち課題とかもあるし、そういうところに技術対策マニュアルというのは通用するんでしょうか。

農政課長

農政課や農業技術センター等で公開しているこのマニュアルにつきましては、畜産の部分については含まれておりません。

佐々木(正)委員

そこは別の何か対応するような県としての支弁、フォローというのがあるかどうか。

畜産課長

畜産については畜産技術センターのほうで普及指導等実施していますので、畜産技術センターのホームページ等のほうで技術に関しての様々な情報の提供等を実施しております。

佐々木(正)委員

それはマニュアル化しているんですか。

畜産課長

今、私が承知している範囲では、堆肥化等についてはマニュアルがあるかと思いますが、飼育のことについては今ちょっと私のほうは確認できておりません。

佐々木(正)委員

今回、飼料の高騰とかで本当にまいっちゃっている中で、災害が起きたらまた二重に大変になってくると思うんですよ。これからお話ししますけれども、昨年の豚熱の発生によっても、これは今再建しようかしないか本当に瀬戸際の大事な判断時期ですが、ここでまた飼料の高騰になっちゃっているんで、これで災害が起きたときには物すごく大ダメージが、三重に来ちゃうというようなこともあって、酪農、畜産業系、そういうところに対しても今課長がおっしゃってくださったけれども、しっかりしたマニュアルみたいなものも作るべきなんじゃないかと思います。それはどうでしょうか。

農水産部長

マニュアルについては、まず農業の関係、いわゆる甲種の部分については作ってありますので、そこを中心に、あと、畜産の部分について、どういう災害、気象災害という場合に、いろいろ畜産の場合だと若干違う部分がありますので、その辺りを整備して、マニュアルの格好にするのかどういう整備をするかはありますが、一定の格好で畜産農家の方が何かあったときに参考になるような、事前に参考になるような資料については整備したいというふうに思っております。

佐々木(正)委員

今、本当に大変な思いをしてやっている方が多いので、それについても丁寧

にやっていくことでその方たちのモチベーションも上がるし、県がバックアップしているということになるので、そういう観点からもぜひ取り組んでいただきたいと思います。
　今申し上げた、昨年の７月に私の地元で豚熱が発生して、私もずっと一緒についていろいろなことで地域の関係の人たちにも理解を得るためにも努力させていただきましたが、防疫措置の取組について、様々な打撃が今起こってしまっている中で、どのようにこれまで取り組んできていただいたのか伺いたいと思います。
畜産課長
　まず、家畜伝染病の発生を予防するため、畜産農家自らが畜舎への野生動物の侵入防止対策や消毒の徹底など飼養衛生管理を遵守することが最も重要なため、家畜保健衛生所の獣医師が畜産農家に立ち入って遵守状況を確認し、改善指導を重ねています。このほか、ワクチン接種の徹底と抗体検査によるワクチン接種適期の見直し、防鳥ネットの補修への補助などを継続して実施しています。
　一方、家畜伝染病が発生した際の感染拡大を防止するため、昨年７月の豚熱発生の経験を踏まえ、防疫作業に関わった関係者の意見も聞きながら、発生時の課題を整理し、現場と対策本部の役割分担や指揮命令系統の明確化、情報共有の徹底など、全庁による防疫体制を再構築し、マニュアルにも反映させました。さらに市町村と連携し、農場ごとにレンダリングや埋却可能な土地があるか調査を進めるとともに、豚の死体の収集運搬や焼却処分に関わる関係団体との協定の締結、防疫演習や情報受伝達訓練の実施など、市町村や関係団体との協力体制の強化に努めているところです。
佐々木(正)委員
　よく聞いているので分かっていますが、まず、ワクチンを打っている豚に対しても全頭処分、殺処分しなければならないのかどうかという議論もあって、なかなかこの指針にはそういうことは反映できませんし、国の様々な家畜伝染病予防法とかそういうものもあるのでしょうけれども、県としてもそういうものも踏まえて畜産農家とか現状のことをもう少し分析して、本当に大事にしながら畜産農家に寄り添った形でそんな対応を今後もお願いしたいというふうに思います。ワクチンの接種をして感染していないような豚に対しても同じ豚舎にいるから全頭殺処分しなきゃならないことについては、国へも何回も何回も要望してもらいながら対応をしていかなきゃいけないと思っているので、それについても要望させていただいております。
　それから、次にデジタル技術の取組について、今までの取組がどんな感じになっているのか教えてください。
農政課長
　デジタル技術の導入に当たっては、県内のトマトなどの施設栽培が大規模なものではなく、複数の小規模な温室で栽培されている本県の特徴を踏まえまして、リアルタイムで温室内の温度や湿度、二酸化炭素濃度などのデータをモニタリングし、タブレット端末などで見える化しながら環境を制御するスマート技術の研究や、その技術を生産者が導入するためのマニュアルを作成し、これ

までに174戸の農家が環境モニタリング装置などの技術を導入しています。また、畜産では牛の分娩などの様子を遠隔地から確認できるカメラの設置や豚が発する咳の音をＡＩで分析し健康管理につなげる実証実験に取り組んでいます。
　農業では、担い手の減少、高齢化の進行などにより、労働力不足が深刻になっています。労働力の軽減につながる省力化や遠隔操作などによる作業の効率化により生産性を向上させるため、ＩＣＴやロボットなどを活用したスマート技術の導入や普及を推進する必要があります。そこで、スマート技術の生産現場への導入を推進するため、令和４年３月に作成しましたかながわスマート農業水産業推進プログラムに基づいて脱炭素にもつながるスマート農業を今後推進してまいります。
佐々木(正)委員
　分かりました。それをやっていくのにも、さっき言った農業の記録というものをしっかりと見据えた上でそれを展開することが一番大事だと思いますので、それを含めてその技術の導入をしていただければというふうに思います。
　次に、燃料高騰等の現状とその様々な対応について伺いたいと思います。
農政課長
　新型コロナウイルスの影響や国際情勢が不安定なことにより、燃油や肥料などの生産資材の価格が高騰しており、農業者の経営を圧迫しています。
　温室の暖房などに利用されている農業用のＡ重油等の１リットル当たりの価格は令和２年５月の約67円から、令和４年５月には約109円と大きく上昇しています。原料の多くを輸入に依存している肥料の価格も、本年６月以降、急激に高騰しています。また、豚肉生産に用いられる配合飼料の価格も高騰しており、昭和53年以降で最高額となっています。
　こうした急激な価格高騰に対する生産者への緊急的な支援を行うため、県では国の臨時交付金を活用して、燃料や肥料、飼料の生産者の負担増への補助をするとともに、中長期的な視点で生産資材の価格の変動に影響を受けにくい強い経営体を育成するため、省エネルギーでスマート技術を搭載した農業機械の導入に対する補助や、パンくずなど食品残渣を原料にして飼料にするエコフィードの活用などにも取り組む必要があることから、新たな補助制度を６月補正予算として計上したところです。
　販売価格への転嫁が厳しい農業におきまして、生産資材の高騰は農業経営を脅かす大きな問題となっていることから、農業者の意見も聞きながら関係団体と連携して対応してまいりたいと考えています。
佐々木(正)委員
　国が今物価高騰で農産物の生産コスト１割削減という動きになっているわけですが、これについて指針の見直しに当たっては、どう考えているんでしょうか。それについて再度お伺いします。
農政課長
　国では、物価・賃金・生活総合対策本部を設置しまして、農産品の生産コストを１割削減するという方針が出されています。あわせて、化学肥料の削減などに取り組むグリーン農業の展開をしていくこととしています。県でもこうした国の方針や、この方針の実現のために今後出される具体な対策も踏まえまし

て、持続可能な農業を目指して県として取り組むべき安定した生産資材の確保、環境に配慮した農業について今回の指針の見直しの中で検討してまいりたいと考えています。
佐々木(正)委員
　さっきお話しした豚熱の発生した後の再建についてお聞きします。再建、それから畜産農家がどうやっていくのかという、今一番大変な問題ですが、この再建においての課題をどう認識しているかということと、それからもう１つ、県が再建に当たって今後どのような支援をして目指していこうとしているのか、県の支援について併せてお願いします。
畜産課長
　再建に向けての課題ですが、原油原材料価格高騰に伴う畜舎新築工事費の増加や家畜飼料価格高騰に伴う経営開始後の生産コストへの不安など、豚熱発生当時に比べ、再建に係る費用負担が増加しています。また、経営を再開するに当たり、豚の導入を完了するまでに要する空き豚舎部分の固定費用を支援する家畜防疫互助基金という国の制度がありますが、繁殖豚を飼育していた山梨農場契約分については、山梨農場を廃止してしまうため、相模原で山梨農場の繁殖豚機能を復活させても、契約場所と異なり互助金を受け取ることができないとされており、国に要綱を見直すよう県から働きかけております。
　また、再建した農場がどのような農場を目指していくかについてですが、全ての畜舎をウインドレス畜舎化することによって野生鳥獣の畜舎への侵入を防止し、家畜伝染病の発生リスクを低減させるとともに脱臭設備を完備し臭いの軽減を図ります。
　また、スマート技術を導入し、省力化、生産性を向上するとともに、エコフィードの活用、堆肥の地域農業への還元、母豚を飼育する農場と子豚を飼育する農場を１か所に集約することによるＳＤＧｓや脱炭素の取組を実践し、次世代の担い手の目標となる都市型畜産経営のモデル農場を目指します。県としては、豚熱の発生により失われた豚肉のブランドを復活させ、地元の皆様からも再建に御理解いただけるよう、きめ細やかに関係者との調整を図ってまいります。
佐々木(正)委員
　モデル農場ということで、そういう発生をしたからこそ再建して、本当に神奈川県内、あるいは全国に模範的な農場として復活できるように御支援をしていただきたいなというふうに思っております。
　それからさっきの山梨県と相模原市が同じ経営者なので、そこで山梨県の分だけ補助金のそういう基金が出ないというのはおかしいと思いますので、それを県からも強く働きかけていただきたいと思います。また私のほうも努力して働きかけをしていきたいと思いますので、その辺りも強くお願いしたいなと思います。
　それから、先ほど自民党の委員も御質問なさっていましたけれども、輸入飼料への依存から脱却するための飼料米の生産の可能性についてなんですが、私は一般論として、畜産農家が飼料米を自ら生産していくということも必要なんじゃないかと思っています。今後、自給をしていくためにも、そういう畜産農

家、業界の方々も望んでいると思うんですね。そういう意味では、その飼料米を畜産農家が利用するときのメリットについてお伺いします。
畜産課長
　給与方法や栄養価に十分注意すれば、乳牛では配合飼料の 10%、豚では 30%程度まで飼料米に置き換えることができるとされており、高騰を続ける輸入穀物よりも低コストで、海外の穀物価格や為替相場の変動の影響を受けず畜産物の供給安定につなげることができます。
　また、単なる輸入トウモロコシの代替飼料にとどまらず、飼料用米を給与することで畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組も見られます。
佐々木(正)委員
　県内で飼料米の生産実績というのはあるんですか。
農業振興課長
　本県の米の生産は、学校給食ですとか地域の大型直売センターなどの需要に対して不足している状況です。主食米がほとんどを占めておりまして、昨年度における県内の飼料米の栽培実績は平塚市で約 10 ヘクタールとなっております。この飼料米につきましても、飼料用米の専用品種ではなく、主食用のさとじまんという品種が栽培をされております。
　また、収穫された飼料米ですが、ＪＡ全農かながわを経由して全国の飼料会社へと出荷をされている状況です。
佐々木(正)委員
　この質問の最後に、生産農家そのものが取り組んでいくという実例をどこかでつくって、予算をどこまでつけるか分かりませんが、そういう場所を借りて、あるいは自分の農場の一部にそういうところを試験的に神奈川県が投資してやっていくべきなんじゃないかなというふうに思うんですが、それはいかがですか。
畜産課長
　学校給食用の米が不足している状況で学校給食用米を確保しつつ飼料用米を今後増産していくためには、新たな生産組織をつくり、新たな組織が自ら作付を進めていく必要があると考えています。試験的な取組として、現在は米を栽培していない休耕田等において畜産団体等が自ら作付、加工することなどを想定した飼料用米品種の栽培試験を実施するなど、飼料用米推進につながる有効な取組を市町村、農協、畜産関係団体などと検討してまいります。
佐々木(正)委員
　最後に１点だけ。平成 28 年のときに、私は鳥獣被害対策支援センターを設置してくれって代表質問の中でやったんですが、これも集約して一定のところにそのセンターができたと。そのときに、神奈川全体をしっかり見られるのかどうかという話もあったんですが、どうやら大学とか様々な専門の方々と連携して上手に回っているようであります。そのときにも大学等、県内大学とか専門家としっかりと連携して、鳥獣被害対策は市町村長からもいつもそういう御指摘や御要望があるんですね。そこで、今後と現在についてまとめて、今後もしっかりとそういう大学との連携をして強化していくことが大事だと思うんですが、その取組につきまして、今までとこれから、最後にお聞きしたいと思いま

す。
自然環境保全課長
　鳥獣被害対策を進める上で、大学等の研究機関からは、現在、支援センターにおきましては対策技術やモニタリングについて専門的見地から助言を頂くなど随時御協力いただいている状況です。また、これに加えて、現在、複数の大学や専門学校等の間で協定を締結し、鳥獣被害対策と各大学等の教育活動を連携させた取組を進めているところです。具体的には、東京農工大学、日本大学、麻布大学及び東京環境工科専門学校とそれぞれ協定を締結し、例えば、支援センターのモニタリングで取得したＧＰＳデータを活用して野生動物の行動域を学生が研究したりですとか、それから対策の支援の現場を学生の実習の場として活用、あるいはそういった対策に学生がボランティアとして参加するなど取組を行っています。
　また、今後につきましてですが、ますます野生鳥獣の行動もさま変わりしてきて、市街地、住宅地への進出も増えてきており、こういった野生動物への対策について専門知識、技術を持つ人材の必要性がますます大きくなっていると認識しています。現在も、大学からの専門的知見を対策に生かしたり、また対策現場を学生の実習の場ですとか卒業論文のフィールドとして活用していただくことでそういった人材の育成につながっていると考えているところですが、今後さらにこういった学生が専門的スキルを身につけて対策のほうに貢献できるよう、支援センターが行う現場での業務の中に、例えば、オン・ザ・ジョブ・トレーニングのような形で、大学生ですとか専門学生などが鳥獣被害対策を実践できる機会をつくれないか検討してまいります。こうした視点からも大学等との連携を一層強化していきたいと考えています。